

番号	請求日	公開請求の内容	決定日 決定通知番号	決定の 種類	決定の理由 (公開することと決定した行政文書)	審査請求日	補正依頼日	補正書提出日
1	令和元年7月8日	別紙による  別紙 お世話おかけします。 現在、富田林市で施工中の府道美原太子線の延伸事業・工事において、府道美原太子線延伸に伴い、同時に近鉄長野線、喜志富田林間の鉄道高架化事業・工事も相まって施工中である、この近鉄長野線の鉄道高架化事業・工事の完了・完工を待たずに鉄道線路(近鉄長野線喜志富田林間)と延伸の府道美原太子線の延伸事業・工事区間がラップする区間、すなわち延伸(府道美原太子線)道路と鉄道線路との平面交差する箇所に新たに踏切道が敷設、設置され、今まさに府道美原太子線の仮開通がされようとしている。 この鉄道と平面交差する道路(府道美原太子線延伸事業)、道路と平面交差を避けるために鉄道高架化工事、事業が施工されていると思うが、鉄道高架化工事・事業が完成・完工しないまでに、道路(美原太子線延伸)と鉄道が平面交差、延伸道路の仮開通されると聞く。 国土交通省近畿運輸局へ問い合わせると、「踏切道は、鉄道に関する技術上の基準を定める省令において、『鉄道は道路と平面交差してはならない。ただし、新幹線または新幹線に準ずる速度で運転する鉄道以外の鉄道であって、鉄道及びこれと交差する道路の交通量が少ない場合又は地形上等の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。』また第10次交通安全基本計画により、踏切道の除却・統廃合を促進しておりますが、移設や廃止を伴うなどの踏切道数が増加しない場合は認められる場合があります。」(原文のまま)との近畿運輸局よりお教えていただいています。 今まさに、鉄道高架化事業・工事に伴い仮、仮別線ルートに線路の切替が完了して、その線路(仮複線、別線)に新しく踏切道が敷設、延伸の府道美原太子線の道路が仮開通(鉄道と道路の平面交差)されようとしている、一方鉄道と道路が平面交差してはならないという省令に抵触している、鉄道高架化事業・工事の完了・完工しないままでの鉄道(近鉄長野線喜志富田林間)と道路(府道美原太子線延伸事業・工事)とが新しく踏切道を敷設されて平面交差、許される事業であるのか、情報の開示を願う。 なお付け加える、今回の鉄道高架化事業・工事において、その鉄道高架化施工区間内において、既設、在来の踏切道(近鉄喜志3号)も在在、鉄道高架化工事の開始と相まって踏切道(近鉄喜志3号踏切道)は踏切閉鎖【平成28年12月16日夜】されたもので、踏切道の廃止・除却されていない、すなわち本府道美原太子線延伸と相まって施工の鉄道高架化事業・工事において、鉄道近鉄長野線(喜志富田林駅間)において、踏切道、踏切道数が増加となっている、鉄道(近鉄線)の鉄道高架化が完了、完工がしないまま、鉄道と道路が平面交差(省令抵触)して府道美原太子線の仮開通をされる、事業であるのか、情報の開示を願う。 (省略)	令和元年7月22日 富士第3387号	不存在非公開	主要地方道美原太子線(栗ヶ池バイパス)の道路整備に伴い設置する踏切については、近畿日本鉄道株式会社において近畿運輸局と協議を行っているため	令和元年7月24日	令和元年9月6日	令和元年9月17日
		令和元年10月4日					令和元年10月23日	
		令和元年12月25日					令和2年1月14日	
2	令和元年9月12日	別紙による  別紙 お世話おかけします。 先日、富田林市で、主要地方道美原太子線(栗ヶ池バイパス)の供用開始「供用開始日時、令和元年8月7日午後2時(事象特定)」、この供用開始された道路において、鉄道、近鉄長野線喜志富田林間において、近鉄線踏切道(仮美原太子線)で道路と鉄道とが平面交差され道路開通(栗ヶ池バイパス)に至っている、道路法(道路と鉄道の交差)第31条において道路と鉄道の交差、当該交差の方式は、立体交差としなければならない、と定められている中で今新しく供用開始された主要地方道美原太子線(栗ヶ池バイパス)において、まさに道路と鉄道の交差、その交差において、道路と鉄道(踏切道)が平面交差している、道路法(第31条)で定められた、道路と鉄道の交差、当該交差の方式は、立体交差としなければならない、に法令違反、抵触である、法令に違反、抵触して供用開始(道路と鉄道との交差)された詳細・具体的、道路と鉄道との交差、その交差方式(栗ヶ池バイパス)の供用開始における道路と鉄道が平面交差され、開通された、ていねいな情報の開示を願う。 なお、「当該交差の方式は、立体交差としなければならない。」は、ネット検索で知れたもので下記にその道路法第31条を記載する(記載省略)。	令和元年9月26日 富士第4556号	公開	(公開することと決定した行政文書の名称)  ・昭和63年6月1日付け建設省都街発一七号の二・道政発第六十二号の二都道府県知事・指定都市市長あて都市局長・道路局長通達「道路と鉄道とが相互に交差する場合等における道路側と鉄道側との協議事項について」 ・大阪府告示第527号	令和元年9月30日	令和元年10月24日	令和元年11月15日
		令和元年12月25日				令和2年1月20日		

番号	請求日	公開請求の内容	決定日 決定通知番号	決定の 種類	決定の理由 (公開することと決定した行政文書)	審査請求日	補正依頼日	補正書提出日
3	令和元年 10月24日	<p>別紙[8-25]による</p> <p>別紙[8-25] お世話おかけいたします、現在進行中の主要美原太子線(栗ヶ池工区)鉄道高架化工事(事業)について富田林土木事務所より文書回答受領(令和元年9月26日)付けで回答をいただいた近鉄線喜志2号踏切における鉄道高架化工事期間中の交通安全確保については、大阪府、富田林市、近鉄及び警察と協議・調整を行いながら対策に取り組んでおります、についてより詳しい協議・調整された対策について、情報開示されたい。 以下大阪府インターネット申請・申込みサービスにより問合せをした(令和元年8月25日)内容を再度転記する。 ※2019年8月25日問合せ全文(要約、追加あり) 鉄道高架化事業において富田林市道桜井1号線道路(側道)を含む箇所鉄道高架化仮線路の敷設と同時に近鉄仮喜志第2号踏切道が設置されその市道桜井1号線側道箇所において踏切防護柵で通行することができない通行抑止通行遮断がされたままである、今またその近鉄仮喜志第2号踏切道西方(外環状線方)に仮フェンス側で放置のままであった箇所踏切防護柵(8月23日夜)市道桜井1号線道路上に踏切防護柵が設置され、設置された踏切防護柵と既設在来の市道側道転落防止柵間のあいだの既設在来側道への侵入進入出入口であった箇所に新たなフェンス柵が設置、通行の抑止・通行ができないようフェンス柵の設置がされている、市道桜井1号線道路に鉄道(仮線路)と道路(市道桜井1号線が平面交差するために設置された仮喜志第2号踏切道で市道桜井1号線側道部分(箇所)はなぜ通行が抑止通行が規制止められるのであるのか正しく詳細に回答を求め、市道桜井1号線道路鉄道高架化事業の開始されるまでは道路(車道)と側道がガードレールで完璧に守られその通行に安全安心を担保された富田林市道桜井1号線であったが鉄道高架化事業に伴いその通行の安全安心が担保されていた市道桜井1号線に鉄道近鉄仮喜志第2号踏切道が設置、仮鉄道線路の開始とともに近鉄仮喜志第2号踏切道も同時に供用開始されたがその市道桜井1号線側道部分に係る道路は鉄道踏切防護柵でその安心安全を図られていた側道の通行が抑止通行の規制通行の遮断、今またその仮喜志第2号踏切道西方(外環状線方)に踏切防護柵が設置【市道桜井1号線道路上】新たに設置された踏切防護柵と既設在来の側道の転落防止柵で側道の安全安心が確保されていた道路側道箇所フェンスが設置通行の抑止、通行の規制、通行の遮断がされたものである鉄道高架化事業とは地域沿線の環境変化の劣悪化を生じさせ既設在来の市道桜井1号線側道の通行の抑止通行の規制通行の遮断まで施工されて、鉄道高架化事業を推進されるものであるのか、付近沿線また一般公衆の人の命・人の生命身体等の保護財産生活の保護平穏な生活危険からの保護除去危険を及ぼす恐れを生じさせないようにどうぞよろしく願う、鉄道高架化事業工事に一般道路【富田林市道桜井1号線の通行の安全安心が担保されていた道路(側道)の通行が抑止通行の規制通行の遮断がされるのであるのか正しく詳細に書面にて回答願う】 以上2019年8月25日大阪府富田林土木事務所へのインターネットでの問合せである、この回答について令和元年9月26日付けで関係箇所・関係機関と工事期間中の交通安全確保については協議・調整を行いながら対策に取り組んでおりますとされている、関係箇所・関係機関との安全の確保についての協議され、その対策樹立された内容について、詳細・ていねいに情報の開示を願う。</p>	令和元年11月7日 富士第5286号	不存在非公開	市道桜井1号線は富田林市の管理道路であり、鉄道高架工事に伴う交通規制等に関する警察との協議資料は、府では行政文書として管理していない	令和元年11月25日	令和元年12月25日	令和2年1月16日